

第 29 回総会議事録

(令和 7 年 11 月 26 日開催)

横浜市中心農業委員会

横浜市中心農業委員会 第8期第29回総会 議事録	
日 時	令和7年11月26日(水)14時00分～ 15時 15分
開催場所	都筑区総合庁舎6階会議室
出席者の状況	総委員数 19名 出席委員数 19名 欠席委員数 0名 ※別添出欠状況表のとおり
開催形態	公開(傍聴者0人)
議 題	1 議案 第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について 第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について 第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について 第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について 第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 第6号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について 第7号議案 買い取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について 第8号議案 令和7年度農地利用状況調査結果及び利用意向調査書の発送について 2 報告事項 第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に対する受理について 第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について 第5号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について 第6号 農業委員会が発行した10月分扱い諸証明の確認について 第7号 農業経営改善計画の認定について 第8号 令和7年度農地パトロール(利用状況調査)に基づく荒地の通知について
審議結果	第1号議案 25番 許可 26番 許可 27番 許可 28番 許可 29番 許可 第2号議案 19番 許可相当 23番 許可相当 24番 許可相当 第3号議案 26番 許可相当 27番 許可相当 28番 許可相当

	第4号議案 32番 証明交付 33番 証明交付 第5号議案 12番 証明交付 13番 証明交付 14番 証明交付 第6号議案 8番 証明発行 9番 証明発行 10番 証明発行 第7号議案 16番 協力 17番 協力
議 事	
事務局	(開会 14 時 00 分) 事務局から出席状況(出席委員19名、欠席委員 0 名)を報告し、法第 27 条第3項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告します。 横浜市中心農業委員会会議規則第4条の規定により、角田昇会長が議長となります。
議長	それでは、ただ今から第29 回総会を開催します。 本日の議事録署名人は、議席番号3番 飯田 清委員、4番 加藤 義晴委員にお願いします。 それでは、第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。 25番について事務局から説明してください。
事務局	申請地は、現在譲受人の母、夫、子、譲受人本人の4名の共有名義の土地です。現在は譲受人の母と譲受人で耕作を行っていますが、権利を 1 人にまとめることで営農を安定させたいと希望があり、3条申請がなされました。 譲受人世帯の現在の耕作面積は約 15a で、全ての耕作地は露地野菜畑、果樹畑として、適正に耕作されていることを確認済みです。申請地は、権利移転後も引き続き露地野菜畑として耕作予定です。 自宅から申請地までは徒歩3分程度で、現在も問題なく耕作できていることから、通作距離に問題はありません。 常時従事者は、本人含め2名です。現在の耕作状況から、必要日数について従事することが見込まれます。先代の時から申請地を耕作しており、周囲との調和条件についても問題ありません。 以上、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。

議長	25 番について、地区担当の森推進委員の意見はいかがですか。
森 推進委員	10/14 に現地確認しています。事務局の説明のとおり家族内での権利整理ということで何ら問題ありません。
議長	25 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、25 番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、25 番は許可とします。 続いて、26 番について、事務局から説明してください。
事務局	譲渡人は農業廃止を、譲受人は農業拡大を希望していたため3条申請に至りました。 譲受人は令和7年6月に、指導者から緑区北八朔町の梨畑の経営を引き継ぐにあたり、賃借権設定のための3条許可を受け、新規参入しました。申請地でも梨を耕作予定です。梨棚の設置が難しい場所では露地野菜の栽培を検討しています。農業参入後に耕うん機や散布機等の農機具を購入しており、経営農地を効率的に耕作しています。常時従事者数は1名ですが、家族や川崎市の梨農家が手伝います。また、土地改良区等のルールに従い、地域調和を心がけるとのことです。 農業参入後、間もないため、こちらの案件は中山推進委員と大矢推進委員の2名にご確認いただきました。 以上、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。
議長	26 番について、地区担当の中山推進委員、大矢推進委員の意見はいかがですか。
中山 推進委員	11/12に立ち会いしています。最近、農家を始め、申請地以外にも畑をやっています。申請地は以前から草が生い茂って荒れていたため、耕作してもらえるのは良いことだと思っています。まずは、申請地の半分程度の広さから始め、徐々に広げたいとのことです。本人はやる気もあって、問題ないと思います。
大矢 推進委員	中山推進と同意見で、問題ないと思います。
菅沼委員	未経験者が、荒れた農地を耕作してもらえることには異議はないです。ただ、梨の栽培には、収穫まで5～6年間かかり、コストもかかる中で、上手く行ったら面積を広げると言っていたことに対しては、考えが甘いのではないかと思います。
事務局	指導者の畑で 3 年ほど指導を受けた上で、今年の 6 月に指導者の梨畑を引き継ぐことで 3 条許可を受けています。今回、その事業の拡大になるため、まったくの未経験者ではあ

	りません。
議長	26 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、26 番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、26 番は許可とします。 続いて、27 番から 28 番について、事務局から説明してください。 今回の案件は、農業委員会等に関する法律第 31 条に基づき、坂田委員は利害関係者にあたることから議事に参与できないため、一時退室をお願いします。 (坂田委員、退室)
事務局	本申請は、譲渡人から、譲受人への世帯内贈与の案件です。27 番は娘へ、28 番は孫に贈与します。 27 番、28 番とも譲受人は譲渡人と同一世帯で農業経営を行っています。 譲受人世帯の現在の耕作面積は約 141a で、全ての耕作地は水稻、露地野菜畑、果樹畑として、適正に耕作されていることを確認済みです。申請地は、権利移転後は 27 番、28 番とも引き続き露地野菜畑として耕作予定です。 譲受人自宅から申請地までは 27 番、28 番いずれも近距離であり、現在も問題なく耕作できていることから、通作距離に問題はありません。 常時従事者は、本人含め 7 名です。現在の耕作状況から、必要である日数について従事することが見込まれます。 農地の利用調整、農薬の使用方法について、地域の取り決めに順守することであり、周囲との調和条件についても問題ありません。以上、第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。
議長	27 番と 28 番について、地区担当の金子春男推進委員の意見はいかがですか。
金子春男 推進委員	特に問題ありません。
議長	27 番と 28 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、27 番と 28 番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、27 番から 28 番は許可とします。 坂田委員の入室をお願いします。

(坂田委員、入室)

続いて、29 番について、事務局から説明してください。

事務局

譲受人は、港北区にお住まいで農業従事しております。譲受人世帯の現在経営面積は 65a です。常時従事者は本人、父の2名です。経営農地は、植木畑等として良好に農地管理されており問題ありません。周辺との調和要件についても、申請地の隣接農地で現在農業経営を行っており、何ら問題ないと考えられます。通作距離も自宅から徒歩1分と問題ありません。

以上、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。

議長

29 番について、地区担当の飯塚推進委員の意見はいかがですか。

飯塚
推進委員

植木生産を一生懸命やられているため、問題ないと思います。

議長

29 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、29 番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、29 番は許可とします。

続いて、第2号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。19番について、事務局から説明してください。

事務局

10 月総会において、申請書類の補正が間に合わず保留にした案件になります。

本申請による転用用途は、車両置場です。申請者は相続で取得しましたが、自身が高齢になり農業経営の縮小と申請地の有効活用を考えていたところ、このたび車両置場として借り受けたいとの申し入れがあったため転用申請されました。

借受法人は都筑区仲町台に主たる事務所を構える新車・中古車販売を行う事業者です。現在、近年の事業拡大に伴い取扱い車両を増加したいが車両置場が不足しておりました。本店から比較的近く、乗用車20台分が保管できる面積でインターから約2km以内の土地を探したところ、申請地しかありませんでした。

立地基準は第2種農地です。

市街化区域が 500m以内にあり、周辺農地の規模が 10ha 未満です。

敷地内は浸透性アスファルト塗装とし雨水は自然浸透させます。

北側、東側、南側は高さ 50 cmの既存鋼板土留めを活かします。西側全面を出入口部分するため、奥の場内から道路にかけて最大 30 cmの切土を行い、緩やかなスロープ形状とします。切土で発生した残土は場外へ搬出します。

申請者の所有農地に違反転用は見当たりません。

以上、許可相当として市に進達したいと考えております。

議長	19 番について、地区担当の委員の意見はいかがですか。
議長	事務局の説明通り問題無いと考えます。
議長	19 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、19 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、19 番は許可相当とし、市に進達します。 続いて、23 番について事務局から説明してください。
事務局	本申請による転用用途は、駐車場です。申請者は相続で取得しましたが、農業に縁がなく会社員として勤務しているため維持管理が困難で申請地の有効活用を考えていました。このたび駐車場として借り受けたいとの申し入れがあったため転用申請されました。 借受法人は港北区で貨物自動車運送事業を行う事業者です。現在、都筑区池辺町で借地している駐車場の契約期間が来年4月末で更新ができず退去を求められています。近年の事業拡大に伴い車両を増車したことで使い勝手が悪くなっています。今後の事業拡大と事業効率化を図るため、港北インターから近く、住宅街以外で借地している 390 m²より広い 450 m²程度の面積で増車予定のトラック2台と乗用車・トラック 10 台合計 13 台が保管できる土地を探したところ、申請地しかありませんでした。 なお、隣接地に借受法人の駐車場がありますが、業務運用として別々で管理したいため駐車場の敷地拡張はしないとのことです立地基準は第2種農地です。 市街化区域が 500m以内にあり、周辺農地の規模が 10ha 未満です。敷地内は碎石敷きとし雨水は自然浸透させます。 西側は高さ 15 cmの土留板を新設します。出入口部分を除く、北側と東側と南側は高さ 15 cmの万能鋼板土留を新設して土砂流出を防ぎます。 申請者の所有農地に違反転用は見当たりません。 以上、許可相当として市に進達したいと考えております。
議長	23 番について、地区担当の根本委員が欠席のため、代わりに私が意見をお伝えします。
議長	農地の高さは道路の高さとほとんど変わらず、何ら問題ありませんと聞いています。
議長	23番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、23番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、23 番は許可相当とし、市に進達します。 続いて、24 番について事務局から説明してください。
事務局	本申請による転用用途は、駐車場です。申請者は相続で取得しましたが、自身が高齢になり農業経営の縮小と申請地の有効活用を考えていたところ、経営しているアパート住人の駐車場が不足していることから転用申請されました。 申請地前の道路を挟んで向かい側でアパート経営をしていますが、所有地の中で平坦で一番近い土地で車両4台が駐車できる土地を探していたとのこと。 農地区分は第3種農地です。 申請地から 500m 以内に都田幼稚園、池辺保育園があり、前面道路に上・下水道管があります。 農地への通作路として使用している部分は現状のままのアスファルト塗装と畑部分は碎石敷きとし雨水は自然浸透させます。 東側は高さ約 50 cmの既存の鋼板土留めを活かします。西側は既存のコンクリートブロックとフェンスを活かします。北側は土留め石で、南側は剪定木で隙間なく設置し土砂流失を防ぎます。申請者の所有農地に違反転用は見当たりません。 以上、許可相当として市に進達したいと考えております。
議長	24番について、地区担当の中山推進委員の意見はいかがですか。
中山 推進委員	11/12 に確認しました。草刈などの維持管理はしていたようですし、問題はないかと思えます。
議長	24番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、24番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、24番は許可相当とし、市に進達します。 続いて、第3号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。26 番について事務局から説明してください。
事務局	本申請は、駐車場への転用です。 譲受人の法人は、申請地の目の前の土地に本社を構え、業務用厨房機器の搬入・搬出、据付、設置等の工事を営んでいます。 近年の受注件数増加に伴い既存の駐車場が狭くなっていること、現在の運用ではメーカーから業務用厨房機器等の搬入時、本社前面道路に搬入車両を駐車せざるを得ないため一般車両や近隣住民の安全を配慮し、搬入車両の待機場所を探していました。

さらに来客用駐車場がなく、現在は、来客車両は近くの道路に止めているため、来客用駐車用スペースも探していました。

加えて、既存駐車場 25 台・資材置場は、親会社の本社敷地に借りており、以前から親会社が本社とは別地に駐車している車両を事業効率化の為に本社に集約するため、譲受人は自社で駐車場・資材置場を確保するように求められていました。

以上4つの理由から、本社近隣にて候補地を探していたところ申請地が見つかりました。

立地基準は第3種農地です。前面道路に上・下管があり、500m以内に歯科医院が2つあります。

被害防除です。敷地内は碎石舗装とし、雨水は自然浸透させます。さらに、敷地内にU型側溝を設置し、敷地内の雨水浸透柵に集水、前面道路側溝へ排出します。土砂については、任意擁壁等を設置し、土砂流出を防ぎます。

他法令については、建築局で開発条例の手続済です。教育委員会事務局で埋蔵文化財包蔵地の手続済です。また建築局で盛土規制法の許可申請書、風致地区行為内許可申請を受付済です。

以上、許可相当として市に進達したいと考えております。

また、本案件については、地区担当委員は小川名委員ですが、工事に伴い発生する残土の一部を小川名委員所有の畑に運搬する計画となっており、農業委員会等に関する法律第31条に抵触しませんが、公平性を保つため、ご発言については阿部委員が担当します。

事務局

農業委員会等に関する法律第 31 条に農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないと規定されるため、今回は対象外のため議場から退席は求めません。

議長

26 番について、地区担当の阿部委員の意見はいかがですか。

阿部委員

事務局の説明のとおり、問題ありません。

議長

26 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、26 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、26 番は許可相当とし、市に進達します。

続いて、27 番について事務局から説明してください。

事務局

譲受人は不動産業を営む都筑区の法人です。借受法人より土地の賃借の依頼があり、申請に至りました。借受法人は運送業を営む緑区の法人です。今まで 15 台のトラック置場として使用していた駐車場が契約終了となり、新たな駐車場を必要としていました。現在、月極駐車場を借りて、一時的に駐車している状況です。申請地は面積の条件を満たす都筑

	ICに近い土地として選定されました。 立地基準は第3種農地です。500m以内に茅ヶ崎東つくし公園、茅ヶ崎東小学校があり、前面道路に上下水道管が埋設されています。 西側出入口は土をならし、緩やかなスロープにします。敷地内は碎石敷きとし、雨水は自然浸透させます。西側以外の三方はコンクリートブロック3段を設置します。 申請者の所有農地に違反はありません。 以上、許可相当として市に進達したいと考えております。
議長	27 番について、地区担当の金子推進委員の意見はいかがですか。
金子宏正 推進委員	何ら問題ないと思います。
議長	27 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
中山 推進委員	借受法人は、個人的に関わったときに良い印象がなく癖のある事業者だと記憶してます。気を付けないとトラブルが生じると思います。
岡本委員	借受法人との賃貸契約ではなく、譲受法人との売買契約のため、問題ないのではないかと思います。
事務局	もし、トラブルとなったとしても譲受法人と借受法人との話になりますので、参考意見とさせていただきます。
議長	他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、27 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、27 番は許可相当とし、市に進達します。 続いて、28 番について事務局から説明してください。
事務局	譲受人は土木建築業を営む青葉区の法人です。これまで主に木造住宅の建築をしてきましたが、新規事業としてRC造等の建築も手掛けることになりました。また、近年の建築資材の高騰により、一括で仕入れて保管をする必要が生じています。現在の資材置場の閉鎖に伴い、新規事業と保管のための資材も置くことができる新たな土地を探していたところ、面積や距離の条件を満たす申請地が見つかりました。 立地基準は第3種農地です。500m以内に中川八幡山公園、山崎公園があり、前面道路に上下水道・ガス管が埋設されています。 雨水浸透施設を設置し、集水桝で集水した雨水を処理します。出入口を北側と東側に設

け、ゲートを設置します。東側の出入口はコンクリート舗装のスロープにします。南西側は隣地既存鋼鈑を活かします。北西、南東側は万能鋼鈑の設置に加え、北西側はコンクリートブロック3段で土留めをし、南東側は水路に影響がないよう法面を芝張りします。東側の残土等置場予定地は最大 95 cmの盛土、62 cmの切土をし、隣地境界にコンクリート塀を設置します。資材置場部分は原状のまま使用し、角材の上に合板を設置し、資材を置きます。敷地内通路部分は転圧し、砕石敷きとします。

雨水浸透阻害行為許可申請について、下水道河川局河川流域管理課にて受付済みです。盛土規制法について、事前相談書を提出し回答待ちですが、手続き不要である旨を建築局調整区域課で確認済みです。

以上、許可相当として市に進達したいと考えております。

議長

28 番について、地区担当の金子推進委員の意見はいかがですか。

金子宏正
推進委員

残土の出し入れがほぼないとのことですので、何ら問題ないと思います。

議長

28 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、28 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、28 番は許可相当とし、市に進達します。

続いて、第4号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審議します。

32 番から33 番について事務局から説明してください。

事務局

32 番について、立地基準は第2種農地です。10 年間山林として管理されていることを土地課税台帳登録事項証明書にて確認しました。

33 番について、立地基準は第3種農地です。駐車場として 18 年間使用されていることを航空写真にて確認しました。

議長

32 番から 33 番までについて、委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、32 番から 33 番までについて承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、32 番から 33 番までは証明交付とします。

続いて、第5号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」審議します。

12 番について事務局から説明してください。

事務局	こちらの案件について、草刈りが行われ良好に管理されており、今後はキャベツの作付けを行う予定であることを確認しています。今後も引き続き農業経営を行うことを確認しております。 以上のことから、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えております。
議長	12番について、地区担当の鈴木推進委員の意見はいかがですか。
鈴木 推進委員	11/19 に立ち会いをしました。特に問題ないと思います。
議長	12番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、12 番について証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、12 番は証明交付とします。 続いて、13 番について事務局から説明してください。
事務局	こちらの案件につきましては、11 月 13 日に相続人、岡本委員、事務局で立会いを行いました。相続人は梅や栗等の果樹を良好に耕作しております。今後も引き続き農業経営を営むとのことです。なお、消火箱 0.26 m²、農業用倉庫 3.52 m²を適用除外しています。 以上のことから、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えております。
議長	13番について、地区担当の岡本委員の意見はいかがですか。
岡本委員	生産緑地として頑張ってもらいたいと思います。
議長	13番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、13 番について証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、13 番は証明交付とします。 続いて、14 番について事務局から説明してください。
事務局	こちらの案件につきましては、11 月 18 日に相続人、申請者居住区の地区担当であります石井委員、事務局で立会いを行いました。現地調査により、露地野菜を中心に神奈川区、

都筑区所在土地合計8筆すべてを良好に耕作しており、今後も引き続き農業経営を営むとのことです。

以上のことから、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えております。

議長 14番について、地区担当の石井委員の意見はいかがですか。

石井委員 近所に住んでいる方でいつもお世話になっています。一生懸命やられてる方なので問題ないと思います。

議長 14番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、14番について証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、14番は証明交付とします。
続いて、第6号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」審議します。8番について事務局から説明してください。

事務局 令和7年2月 18 日頃に所有者が死亡しています。今後の農業の継続が困難となったため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願い出たものです。この件は所有者が死亡のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。

議長 8番について、地区担当の岡本委員の意見はいかがですか。

岡本委員 生前は良好に耕作されていることを確認しています。

議長 8番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、8番について証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、8番は承認とします。
続いて、9番について事務局から説明してください。

事務局 証明対象者である願出人について、市に対して診断書が提出され、令和7年 10 月9日に市から故障認定の通知が発行されました。以上により今後の農業の継続が困難となったため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願出たものです。この件

	は所有者の故障のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。以上のことから、証明発行につきまして、妥当であると考えております。
議長	9番について、地区担当の金井委員の意見はいかがですか。
金井委員	脳梗塞で倒れる前まで耕作しており、後遺症の診断書もあることから問題ないと思います。
議長	9番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、9番について証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、9番は承認とします。 続いて、10番について事務局から説明してください。
事務局	令和7年8月7日に所有者が死亡しています。今後の農業の継続が困難となったため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願い出たものです。この件は所有者が死亡のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。以上のことから、証明発行につきまして、妥当であると考えております。
議長	10番について、地区担当の飯塚推進委員の意見はいかがですか。
飯塚 推進委員	生前、野菜部で知り合いであったことから問題ないと思います。
議長	10番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、10番について証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、10番は証明交付とします。 続いて、第7号議案「買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について」審議します。16番について事務局から説明してください。
事務局	16番から17番は、同一申請者による2か所において市長から農業者へあっせん協力依頼がありましたので情報提供します。買取希望がある場合は、12月5日（金）を期限として事務局までご連絡ください。

議長	16番から17番について、あっせんに協力します。 続けて、第8号議案「令和7年度農地利用状況調査結果及び利用意向調査書の発送について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	6月から9月の農地利用状況調査の事前調査の結果、候補地として10筆の農地を事務局で選定し、9月総会でご報告しました。その候補地について、現況や是正状況等を地区担当委員から情報提供いただきながら確認しました。 その結果、農地法第32条第1項1号に該当する農地として1筆1,174㎡、2号に該当する農地として3筆1,609㎡の農地を決定しました。その所有者に対して、農地法に基づき今後の農地の利用方法について何う利用意向調書を発送します。 議案の説明は以上です。
議長	第8号議案について、意見、質問等がありますか。 無いようですので、第8号議案について承認とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	第8号議案について承認とします。 以上で第29回総会審議事項の審議を終了します。 続いて、報告事項について野路職務代理をお願いします。
野路委員	報告事項第8号について事務局から説明してください。
事務局	報告事項として、席上に配布させていただいた、「令和7年度 農地パトロール(利用状況調査)に基づく荒地の通知について」について報告させていただきます。 荒地の所有者に対して、北部農政事務所と合同で12月に通知を発送する予定です。荒地の候補地については、11月6日時点で合計213筆、165,200㎡です。区別では調査結果の表のとおりとなっています。 なお、担当されている地区の、どの農地に荒地通知を出すかお知りになりたい場合は、別途資料をご用意いたしますので、お声がけください。 報告は以上です。
小池委員	定点観測ではないが、過年度からの数値の増減を比較確認したいです。改善されているのか知りたいです。
事務局	直近の数字は持ち合わせいないが、昨年度から推移としては、1.4～5倍増しています。昨年、酷くなる前に早期に対応する必要があるのではないかとご意見があったことを考慮して、適用範囲を広げました。次回の報告の際の参考にしたいと思います。

議長	次回以降、参考資料があったら説明してください。
菅沼委員	全体の比較数値ではなく、各地区ごとに数値を出してもらい農業員としての責任と自覚のためにも示してもらいたいです。
事務局	見せ方含め検討いたしますが何かしらの機会にご提示したいと思います。 補足として、荒地通知については、地権者に通知書を送付して地権者からの反応については毎年4月に報告しています。
野路委員	第8号について、質問等がありますか。 無いようですので第8号を了承とします。 続いて、報告事項第1号から第7号について事務局から説明してください。
事務局	報告事項第1号から7号について、議案書のとおり一括報告
野路委員	第1号から第7号について、質問等がありますか。 無いようですので報告事項第1号から7号までを了承とします。 これをもちまして第29回総会を終了します。 (閉会 15 時 15 分)

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名人

署名人

令和7年11月26日開催 第29回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏 名	役 職 名	出欠状況	備 考
1	角 田 昇	会長	出席	議長
2	野 路 幸 子	会長職務代理者	出席	
3	飯 田 清		出席	議事録署名人
4	加 藤 義 晴		出席	議事録署名人
5	小 島 重 信		出席	
6	平 本 武 夫		出席	
7	坂 田 清 一		出席	
8	白 井 秀 幸		出席	
9	阿 部 敏		出席	
10	金 井 健		出席	
11	小 池 誠一郎		出席	
12	岡 本 肇	連合会理事	出席	
13	菅 沼 進		出席	
14	杉 崎 精 一		出席	
15	関 戸 裕 一	連合会理事	出席	
16	小川名 重 典	連合会理事	出席	
17	加 藤 保		出席	
18	石 井 芳 明		出席	
19	守 谷 弘		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏 名	役 職 名	出欠状況	備 考
1	飯 舘 啓 吾		出席	
2	荻 野 清	連合会理事	出席	
3	金 子 宏 正		出席	
4	川 田 昭 一		出席	
5	鈴 木 昇	連合会理事	出席	
6	関 口 正 徳		出席	
7	中 山 勝		出席	
8	根 本 栄 治		欠席	
9	村 岡 鐘		出席	
10	井 上 太 市		出席	
11	内 田 英 一	連合会理事	出席	
12	大 矢 勝		出席	
13	金 子 晴 男		出席	
14	河 原 俊 一	連合会監事	出席	
15	小 原 甲 史		出席	
16	齋 藤 春 美		出席	
17	佐 藤 孝 春		出席	
18	新 川 和 生		出席	
19	森 正 明		出席	

その他会議に出席した関係者の氏名：なし